

和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱に基づき理事長が別に定める件

令和2年4月17日付け2農畜機第380号

和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱（令和2年4月10日付け2農畜機第263号。以下「要綱」という。）第3の3の（2）及び第4の1の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構理事長が別に定める件は、別紙1及び別紙2のとおりとします。

(別紙1)

要綱第3の3の(2)に規定するDNA検査の実施について

DNA検査の実施は、採取した検査用サンプルと農林水産省の牛肉トレーサビリティ業務事業においてと畜場で採取された照合用サンプルとの照合を行うものとし、次の方法によるものとする。

1 DNA検査対象の抽出

- (1) 同一の事業者が所有する同一個体識別番号の部分肉(以下「抽出母数」という。)の中から、抽出率5%以上となるようサンプルを無作為に抽出する。ただし、抽出母数が1個の場合は、サンプルの抽出数は1個、抽出母数が2個以上の場合は、抽出率5%で計算した場合の小数点以下を切り上げた数をもってサンプルの抽出数とする。
- (2) 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、要綱第1に規定する事業実施主体から申請のあった対象和牛肉(要綱第4の2に規定する「事業の対象となる和牛肉」をいう。以下同じ。)について個体識別番号ごとに名寄せした結果、個体識別番号と部位数及び部位重量等に異常が認められた対象和牛肉については、その旨を事業実施主体に通知するものとする。事業実施主体は、この異常が認められた対象和牛肉の全ての部位の全ての部分肉を対象としてDNA検査サンプルを採取するものとする。

2 DNA検査の実施

- (1) 同じ個体識別番号の検査用サンプルと照合用サンプルを分析し、同一個体由来であるか否かを照合すること。
- (2) 検査による個体識別の精度(別個体のサンプルを「一致」と判定する確率)は 10^{-10} 以下であること。
- (3) 照合結果が不一致になったサンプルについては、再度照合を実施した上で、照合結果の確定を行うこと。
- (4) 照合結果については、機構に報告すること。
- (5) 検査用サンプルについては、腐敗、紛失及び取違い等が無いよう厳重に保管すること。
- (6) 検査用サンプルに関するデータに問題があった場合は、農林水産省の「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」の所管担当部局及び機構に連絡すること。
- (7) DNA検査に関する記録については、要綱第12に基づき保管すること。

(別紙2)

和牛肉保管在庫支援緊急対策事業の補助金返還に関する同意書

私は、和牛肉保管在庫支援緊急対策事業に参加するに当たり、下記の事項のいずれかの事項に該当した場合、それまでに交付された補助対象経費（加工費、輸送費、保管等経費、金利）及び販売促進奨励金について、その全部又は一部を速やかに返還することについて同意します。

記

- 1 営業冷凍倉庫への入庫時点で販売先が決まっていた和牛肉であって、一度も解約されること無く、その販売先に販売されたものを本事業の申請対象とした場合
- 2 和牛肉保管在庫支援緊急対策事業実施要綱（令和2年4月10日付け2農畜機第263号。以下「要綱」という。）第3の事業の対象として補助金の交付を受けた対象和牛肉について、最初に包装された日から1年以内に販売できなかった場合
- 3 要綱第3の2の事業の販売促進奨励金の交付対象となった和牛肉を本事業の申請対象とした場合
- 4 その他要綱の規定に反する行為があった場合

令和 年 月 日

住 所
事業参加者名
代表者署名